

「二・三制」

戦後
教育の
理念は

日本国

憲法、教育基本法に凝縮
したかたちで表現されて
いる。また教育の機会均
等の理念は、学校体系に
よつて、とりわけ六・三
・三の学校教育を国民教
育、国民誰もが受けるべ
き教育として位置づける
ことによつて、具体化さ
れている。

ところが、昨今、教育
制度を「不沈空母」の乗
員養成システムたらしめ
ようとする人びとは、
声高に「教育改革」を叫
んだ。焦点の一つは

学校体系改革であり、こ
こで持ち出される論調の
中心は、画一化批判とこ
の体系はアメリカに押し
つけられたものだとする
議論である。

学校体系についていえ

六・三・二制の誕生

佐々木享

疑う余
地のな
い事実
であり

ば、一九四六、七年当時、
六・三・三制は当時のアメ
リカではなお少数派であ
ったこと（戦前とく）一
九三〇年代から阿部重
孝、海後宗臣など日本の
進歩的・自由主義的教育
学者のあいだで六・三制

一九四六年のアメリカ教
育使節団報告書が六・三
・三制を勧告した事実が
重くみられてきたことも
否めない。
去る八月三十日の日本
教育学会で、鈴木英一（名
大）、ゲーリー主持（國

にすべきだとする意見が
有力であったこと、戦後
より、アメリカ教育使節
団報告書の成立過程を詳
細に追及し、使節団は當
初は旧学制の温存をはか
ついたが、使節団に協
力する日本側委員の強い
影響のもとに六・三・三
制を勧告するに至ったこ
と、などの経過が明らか
にされた。

日本人自身がもとめ、
つくり上げてきた六・三
・三制をどう充実させ、
発展させるかが今日の緊
急の課題であることを、
ひとしお感じさせた夏で
あった。（ささきすすむ
＝名古屋大学教授）

土館大）、佐藤秀夫（國
立教育研究所）の諸氏に